

平成25年8月～令和8年3月に生活保護を受給したことがある方へ



生活保護費の追加給付手続きを ご確認ください



平成25年に行われた生活扶助費の基準改定に関する最高裁判決(令和7年6月27日)への対応として、国は従来の水準と新たな水準との差額分を、追加給付することを決定しました。国の方針に基づき、市でも次のとおり生活保護費の追加給付を行います。

■問い合わせ 追加給付コールセンター 424-9591

メールアドレス support@city-toda-kyufukin.com

■ 給付手続きの有無 チェックフローに沿ってご確認ください。

現在、生活保護を受給していますか

はい

手続きは不要です

※平成25年8月以降、現在受給している期間とは別に、生活保護を受給していたことがある場合は、別途手続きが必要です

いいえ

次のいずれかに当てはまる世帯は追加給付対象のため、手続きが必要です

- ①平成25年8月～平成30年9月に生活保護を受給したことがある全ての世帯
- ②平成30年10月～令和8年3月に生活保護を受給したことがある世帯のうち、一定期間入院・入所していた方や各種加算などが算定されていた方がいる世帯、または毎年12月に支給される期末一時扶助費が算定されていた世帯

※ほかの自治体で受給していた方は、当時受給していた自治体へお問い合わせください

申請期限:

令和9年7月31日(土)

※消印有効。窓口の受付は令和9年7月30日(金)まで

申請方法など
詳しくはこちら



生活に
お困りの方へ

さまざまな支援があります



生活保護制度

病気やけがなどで働けず収入が減り、生活に困っている方に対して、最低限度の経済的な保障をするとともに、自力で暮らしていくための支援をする制度です。

問い合わせ▶生活支援課(内線655)

■ 保護が受けられる場合(収入が最低生活費に満たないとき)

最低生活費

年齢や世帯人数などをもとに計算した1カ月分の生活費

収入

就労収入、年金、
親族からの援助など

生活保護費

不足する生活費

この不足分を支給します



どこに相談してよいか分からないときは
福祉総合相談窓口へ

福祉の困り事の相談を、専門のスタッフが受け付けます。相談内容に応じたサポートの紹介や、適切な関係機関へつなぎます。

問い合わせ▶福祉総合相談窓口 446-7838



生活困窮者自立支援制度

経済的に困窮している方の自立を支援する制度です。「第2のセーフティネット」として、さまざまな課題を一緒に考え、包括的に支援します。

問い合わせ▶生活自立相談センター 432-7321



自立相談支援事業

生活や仕事などの悩みに一緒に向き合い、解決に向けてサポートします。

就労準備支援事業

就労が困難な方に対して、就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

家計改善支援事業

家計の「見える化」や借金など、家計の根本的な課題を把握し、必要な支援を行います。

住居確保給付金

就職活動を支えるための家賃の補助や、家計の立て直しのための転居費用を補助します。
※支給要件あり。詳しくはお問い合わせください